

平成25度

特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）実施計画

平成25年1月

北設楽郡東栄町

# 目 次

1	保護管理すべき鳥獣の種類	3
2	計画の期間	3
3	保護管理すべき区域	3
4	保護管理の目標	3
	(1) 保護管理の目標	3
	(2) 保護管理対象区域	3
	(3) 現状	4
	(4) 目標を達成するための施策の基本的考え方	7
5	捕獲圧の調整	8
6	生息地の保護及び整備に関する事項	9
7	被害防除対策に関する事項	10
8	その他の保護管理のために必要な事項	10

この計画は、愛知県が平成25年度に策定した特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

## 1 保護管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

## 2 計画の期間

本計画の期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

## 3 保護管理すべき区域

特定計画に基づき保護管理すべき対象区域は、町内全域とする。

## 4 保護管理の目標

### (1) 保護管理の目標

保護管理の目標は、適切な被害防除対策等を実施するとともに、狩猟を活かしつつ効果的な特定計画に基づく個体数の調整のための捕獲（以下、「個体数調整」という。）を行うことなどにより、農林業被害等の未然防止又は減少を図るとともに、イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図り、人とイノシシとの適切な関係を構築することとする。

### (2) 保護管理対象区域

愛知県特定鳥獣保護管理計画のゾーン管理に、以下のとおり県の計画が示されている。

保護管理は、地域個体群ごとの保全の重要性と現在の被害状況、被害軽減の可能性に基づいて実施することが望ましいが、県内の個体群はほぼ連続して一つの地域個体群を形成していることから、個々の群れに優劣をつけることは困難である。このため対象区域を地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農林業被害等の未然防止又は減少を図る管理ゾーン、分布域の拡大防止に重点を置く防衛ゾーンの2つに区分し、施策を推進する。

#### ゾーン管理

ゾーン	ゾーンの目標	分布状況からみた保護管理		被害状況からみた保護管理	
		環境整備	個体数調整	環境管理・被害防除対策	捕獲
管理ゾーン	生息地としての環境確保及び農林業被害の未然防止又は減少	生息地となっている森林の間伐等適正な維持管理により、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。	適正な個体数に調整するための捕獲を実施する。	・農地周辺の草刈りの実施や未収穫物、生ゴミ等を適切に処分することにより、農地及び人家周辺の餌場としての魅力を下げる。 ・農地等への柵の設置等の被害防除対策を実施する。	加害個体を中心とした捕獲に努める。
防衛ゾーン	分布域・被害地域の拡大防止	地域住民及び土地管理者等は里山の積極的な利活用を図り、人の出入りの活性化を促進する。	分布域を拡大させないための捕獲を徹底する。		

被害の著しい地域については、環境管理、被害防除対策、捕獲と共に重点的な取り組みを行う。

○ 管理ゾーン

防衛ゾーンの北東の県東部に位置する山間地域は、イノシシの主な生息地であり、個体群の長期的にわたる安定的な維持に必要な広がりや環境の確保を図りつつ、中山間地域の農林業被害防止等の未然防止又は減少を図る。

○ 防衛ゾーン

愛知県では、北東部の山間地と西部の平地との境界付近に標高300m以下の二次林・雑木林を主体とした地域が南北に連続して帯状に存在しており、里山又は里山ベルトと呼ばれている。

イノシシの分布の最前線はこの里山ベルトにまで広がっており、この里山と平地との境界まで分布域が拡大した場合、平地における農業被害のみならず市街地における生活環境被害の生ずる恐れがあると考えられる。

また、南への拡大については、平地と山間地の境界にあたる豊川市（旧豊川市、旧一宮町）から豊橋市にかけてのゾーンも同様の状況にある。

したがって、このゾーン内でイノシシの分布域及び被害地域の拡大を止める。

東栄町は山間部に位置し、町内全域がイノシシの分布域となることから、「管理ゾーン」に該当することとなる。

(3) 現 状

① 生息状況

ア 分布域

愛知県の調査によると、平成22年度のイノシシの分布域は、図1に示すとおり県東部の山間地を覆いつくしており、町内においても全域まで及んでいる。

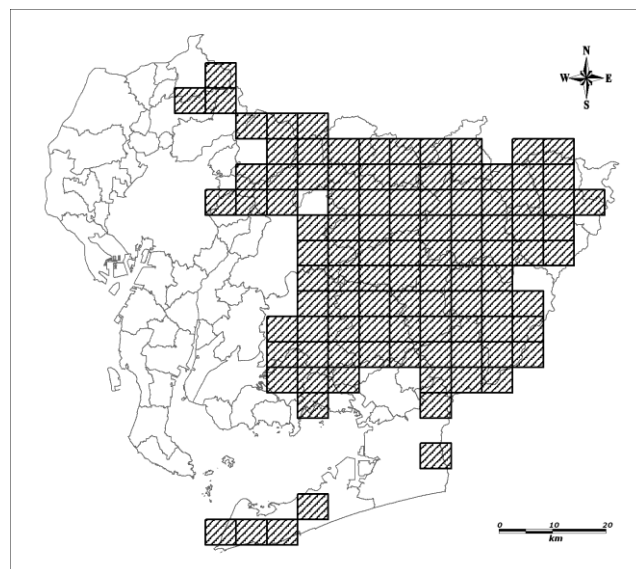


図1 イノシシの生息分布域（平成22年度） （出典）環境部自然環境課資料

イ 生息動向

イノシシについては、今のところ密度や個体数を推定する実用的な方法は確立されていない。

生息動向の傾向を把握するために、毎年のモニタリングの他、平成22年度に猟友会、鳥獣保護員及び森林組合等地域の野生鳥獣に詳しい人を対象に詳細な聞き取り調査を実施した結果、県内

ではイノシシは10,000頭を超えている可能性があることが分かった。

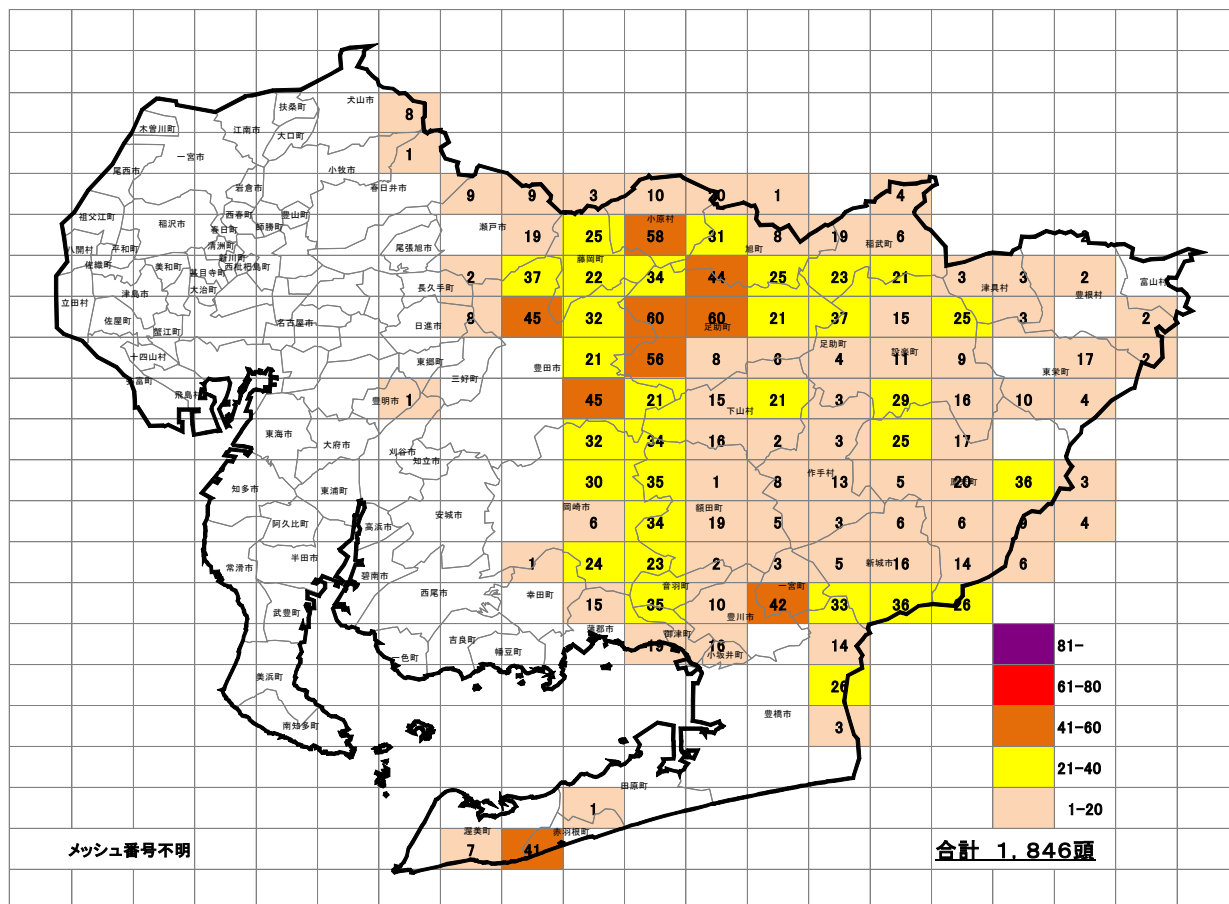
これは、平成17年度に行った同様の調査結果1,500~6,000頭と比較し、大きく増加していると考えられる。

町内に生息するイノシシの数は正確には分からないものの、近年は地域別の生息動向は全地域で横ばい傾向にあると思われる。

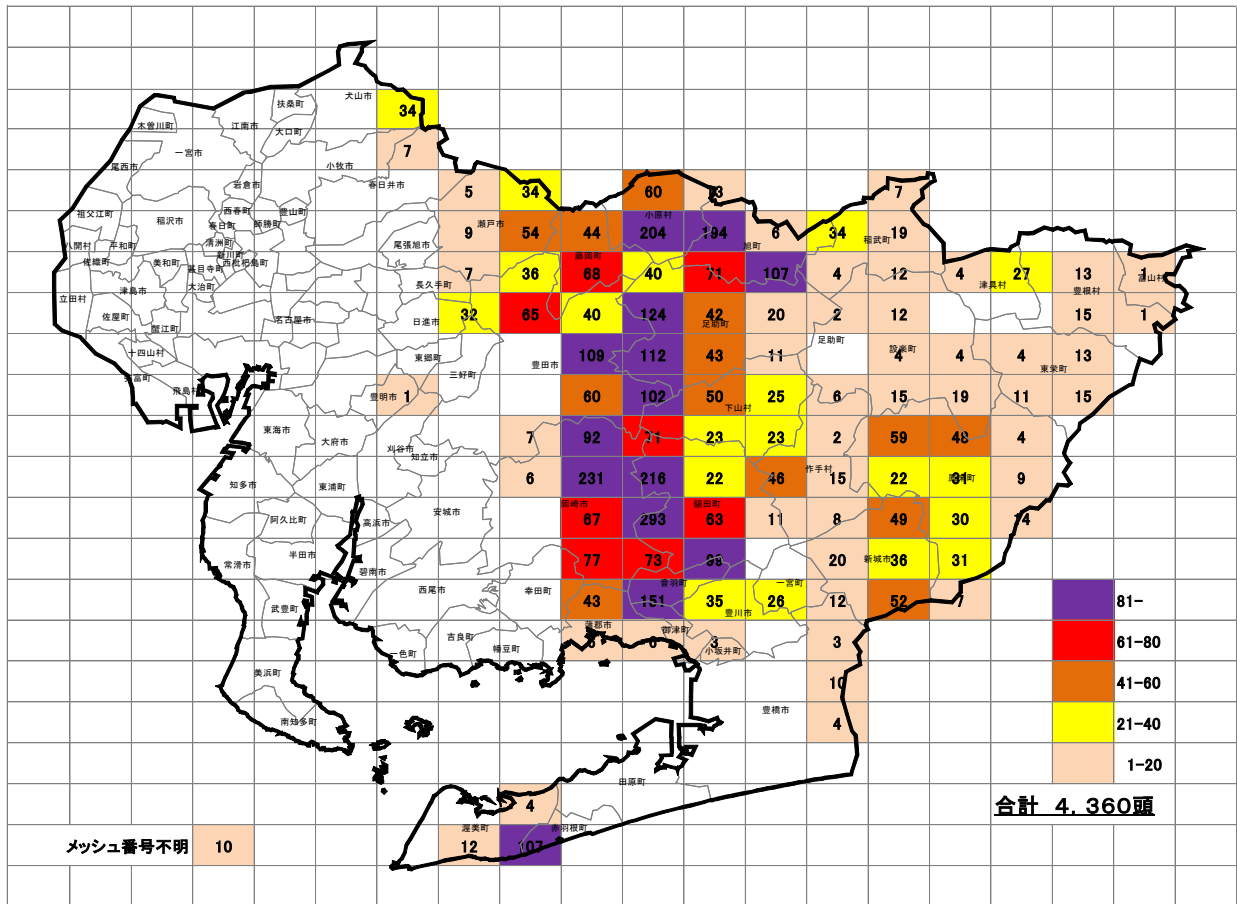
### ウ 捕獲状況

平成23年度のイノシシの捕獲数（狩猟による捕獲数と個体数調整数）を図2に示す。イノシシは県内東部のほぼ全域で捕獲されているが、町内でも全地域で捕獲されている。

町内の個体数調整等による捕獲数を表1に示す。



平成23年度イノシシの狩猟捕獲分布図



平成23年度イノシシの許可捕獲分布図

(出典) 環境部自然環境課資料

図2 イノシシの捕獲数分布図(平成23年度)(出典) 環境部自然環境課資料

表1 地域別の個体数調整実績 (単位:頭)

年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
東 栄 町	わな	38	69	67	172	22	176 (190)	544 (558)
	銃	16	12	21	27	21	15 (50)	112 (147)
	計	54	81	88	199	43	191 (240)	656 (705)

注 H24は年度中のため、上段に年度見込みを記載し下段に( )書きで4月から10月までの捕獲実績を記載した。

## ② 生息環境と土地利用状況

イノシシの生息地の大部分は森林であるため、町内の森林(国有林・民有林)の内訳を表2に示す。

町内における民有林では、スギ、ヒノキ等の人工林の占める割合が高く、広葉樹等の天然林は16.3%以下と低い。

町内各所には竹林も多く、タケノコはイノシシの春の主要な食物となる。

農地は、谷間を開墾した谷津田や山腹の緩斜面を利用した所が多く、イノシシの被害を受けやすい形態をしている。

近年、全国的においては過疎化及び高齢化の進行に伴う耕作放棄地の増加が報告されており、町内全域において増加傾向にある。

耕作放棄地の増加は、イノシシの個体数増加及び分布域拡大を助長しており、イノシシによる農林作物被害を増加させている要因だと考えられる。

表3 林種別森林等面積

(単位：ha)

計画区域町名	総数	立木地							
		針葉樹		広葉樹		(再掲)			
						人工林		天然林	
東栄町	11,165	9,352	83.8%	1,712	15.3	9,242	82.8%	1,822	16.3%

(単位：ha)

計画区域町名	竹林		無立木地	
東栄町	10	0.1%	91	0.8%

(出典)「平成22年度 愛知県林業統計書」(農林水産部林務課 平成23年)

### ③ 被害等

対象区域における平成19年度から平成24年度までの地域別の被害状況を表3に示す。被害面積は9.3ha～20.6ha、被害量は9.3t～20.6t、金額は約2,362千円～8,786千円とばらつきはあるが、小規模耕作者の被害は面積が小さいため実態を把握することは困難であり、面積が小さいゆえにダメージは大きく壊滅的な状態で、被害は最も深刻である。

表3 地域別の農林作物被害状況(平成19～24年度)

計画区域(市町村名)	被害状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
東栄町	被害面積(ha)	9.3	9.4	20.5	20.6	17.0	(18.5)
	被害量(t)	16.8	16.8	42.7	46.5	36.0	(38.5)
	被害金額(千円)	2,362	2,362	8,076	8,786	6,454	(7,000)
被害作物	稲、筍、サツマイモ、里芋、ジャガイモ、茄子、胡瓜等						

注 H24は年度中のため( )書きで記載。数値は4月から11月までの想定数値である。

## (4) 目標を達成するための施策の基本的考え方

### ① 順応的管理

目標を達成するために、次の施策を推進するとともに、その効果をモニタリングし、評価し、必要に応じて次年度の施策の見直しを行うこととする(図参照)。

また、捕獲数の目標についても施策の実施状況及びモニタリング結果を踏まえ、順応的に見直しを行うよう県に求めていくこととする。

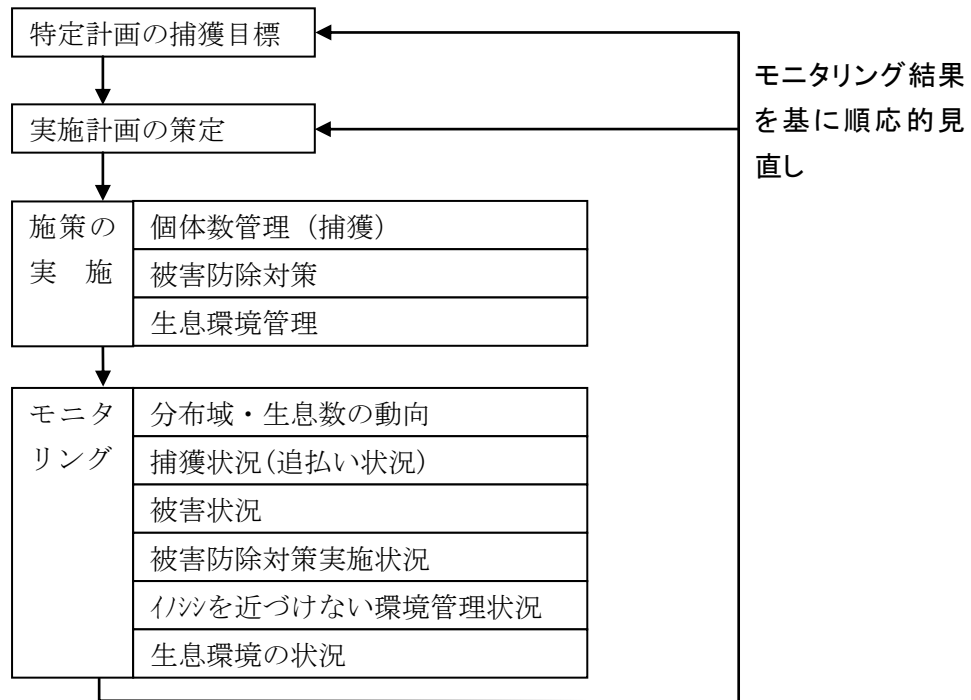


図 順応的管理の概念図

## ② 地域に根ざした取り組みの充実

鳥獣による被害対策は、生息環境整備、被害防除対策及び捕獲等の総合的な取り組みを地域レベルで適切に進めることが効果的である。

このため、町内の各地域毎の保護管理の具体的な目標の達成に向けた共通意識を可能な限り集落レベルまで共有又は周知することなどにより、地域の共通意識を醸成しつつ、施策を実施することとする。

## ③ 対象区域における農林業被害等の未然防止対策

被害の未然防止に必要な地域においては以下の対策を実施し、被害の未然防止に努める。

- ・農地周辺の草刈の実施や未収穫物、生ゴミ等を適切に処分することにより、農地及び人家周辺の餌場としての魅力を下げる環境管理を実施する。
- ・農地等への柵の設置等の被害防除対策を実施する。
- ・加害個体を中心とした捕獲や追払いに努める。

## 5 捕獲圧の調整

### (1) 捕獲圧の調整

地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び農林業被害防止等を図るため、適した捕獲圧となるように数の調整を行い、捕獲目標の達成を図る。

なお、被害が生じている地域においては、加害個体及び人馴れ度の高い個体等を中心に捕獲を実施する。

捕獲数を表4に示す。



表4 捕獲数

(単位：頭)

年 度	H22年度			H23年度			H24年度(見込み)			H25年度(目標)		
	狩猟	個体数 調 整	合計	狩猟	個体数 調 整	合計	狩猟	個体数 調 整	合計	狩猟	個体数 調 整	合計
東栄町	73	199	272	31	43	74	120 (-)	240 (191)	360 (191)	60	500	560

注 H24は年度中のため、上段に年度見込みを記載し、下段に( )書きで4月から10月までの捕獲実績を記載した。なお、狩猟は期間外のため(-)とした。

(出典) 環境部自然環境課資料

ここ数年、防除対策を充実してきたため農作物被害が減少傾向ではあるものの、度重なる被害により離農した農家もあるため農作物生産量の全体数も減少していると見られている。従来より作物被害の多い個体数調整実施期間中の捕獲増を目指しており、平成24年度は年度途中ではあるが、本年は山中の堅果類などが凶作であると見られるため豊作であった昨年と比較し捕獲数は大幅に増加している。しかし、被害は現在も継続して発生しているため、まだ多くの個体が存在している事であると考えられる上に次年度の堅果類の作況によっては被害が増大することも想定される。また、平成25年度からは東栄町緊急捕獲等計画による捕獲の強化を行うことから、平成24年度までの個体数調整計画数から大幅に増加させ、もって被害の軽減を図る。

〔算定根拠〕

農作物被害状況の推移は、表3のとおり

## (2) 捕獲目標の達成に向けた取組

集落における捕獲を強化し、特に農地付近の捕獲を徹底する。

## (3) 最適な捕獲数の検討

捕獲実施者等の協力を得て前年度の捕獲数、捕獲場所、捕獲時期、捕獲個体の性別等を把握する。なお、イノシシについては個体数の現実的な推定方法が確立されておらず、生息密度を推定することは難しいため、捕獲効率(CPUE値)、農業被害量等を指標として生息密度の増減を推定する。

これにより、最適な捕獲数を検討し、必要に応じて捕獲目標数の見直しを行う。

## 6 生息地の保護及び整備に関する事項

## 生息環境の整備

森林の管理者は、生息地となっている森林の間伐等適正な維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。これにより、森林でのイノシシの生息可能な環境が整備される。

人が手入れしなくなった集落は、イノシシの好適な生息環境となり、分布域の拡大につながることから、集落内において人の生活圏とイノシシの行動圏の緩衝地帯としての役割を持たせるため、地域住民及び土地管理者等は集落の積極的な利活用を図り、人の出入りの活性化を促進することにより、イノシシの定住しにくい環境に移行させる。

農地及び集落周辺における耕作放棄地及び藪・雑草等は、イノシシが農地等へ侵入する際の隠

れ場となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ゴミ等はイノシシの食物となり、イノシシを誘引するため、農家及び地域住民等は適切に処分する。

これらの環境整備により、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とイノシシの行動圏との分離に努める。

## 7 被害防除対策に関する事項

### 被害防除対策の評価

イノシシの捕獲に加え、被害防除対策として電気柵設置、環境管理として草刈りが各々の地域の状況に応じて実施されている。

現在のところ、電気柵による防除は「かなり効果あり」との意見が出されており、銃及びわなによる捕獲も高い効果があると認識されているようである。

効果が最も高いと考えられる電気柵においては、コスト面での課題が大きいため、町にて補助金を交付して普及に努めている。

表5 イノシシの被害防除対策の評価（平成23年度）

市町村名	被害動向	捕獲対策		防除対策			環境管理	
		銃	わな	網	電気柵	その他	草刈	未収穫農作物の回収等
東栄町	増加	◎	◎	○	◎	トタン ○	○	○

◎：かなり効果あり ○：効果あり △：効果が少ない（出典）東栄町

表6 イノシシの被害防除対策の実施量（H23・H24年度（見込み））及び実施計画（H25年度）

計画区域		捕獲数（頭）		防除対策（箇所）			環境管理（箇所）	
		銃	わな	網	電気柵	その他	草刈	未収穫農作物の回収等
東栄町	H23	21	22	1,100	181	150	1,250	70
	H24	30 (5)	170 (32)	1,156 (1,156)	220 (198)	160 (155)	1,300 (1,270)	80 (75)
	H25	200	300	1,300	250	170	1,350	90

注1 H24年度は年度中のため、捕獲数は上段に年度見込みを記載し、下段に4月から10月までの捕獲実績を（ ）書きで記載した。

注2 H24年度は年度中のため、防除対策及び環境管理は上段に年度見込みを記載し下段に4月から10月までの実績を（ ）書きで記載した。

## 8 その他の保護管理のために必要な事項

### (1) 計画の実施体制

#### ① 計画作成体制

町を中心に各利害関係者が協議して、実施計画を作成する。

各利害関係者としては、農林業者の代弁者（県（農林サイド）、農協、森林組合、農林業者の代表）、捕獲者の代弁者（猟友会）、野生生物保護の代弁者（県（環境サイド）など）及び地域住民

などとする。

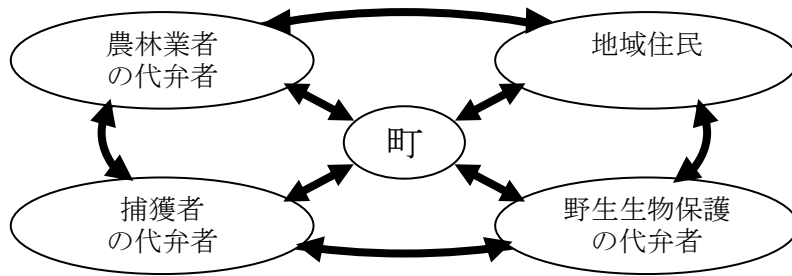


図 計画作成の協議イメージ

## ② 状況の把握収集体制

### ○被害状況

#### ・農林業被害

町が状況把握することはもとより、農協、農家、森林組合、林業者、鳥獣保護員、地域住民が被害状況を把握し、町に連絡する。

#### ・生活環境被害

町が状況把握することはもとより、地域住民、町、県、警察、消防などが状況を把握し、町に連絡する。

#### ・生態系被害

町が状況把握することはもとより、自然観察指導員、住民、自然保護団体（NGO、NPO）、県、町などが状況を把握し、町に連絡する。

### ○捕獲状況

#### ・狩猟による捕獲

狩猟者が毎年度県に提出する捕獲状況報告の内容を県が町に連絡する。

#### ・個体数調整による捕獲

町が実施する個体数調整を集計し、町が把握する。

### ○生息状況

・県が実施する生息状況調査（概ね5年ごと）に加え、狩猟者が県に報告する捕獲確率（CPUE）の変化を、県が町に連絡する。

さらに、地域の方々のほか釣りや山菜取り等で地域に入る人の目撃情報も、町は収集し、これを加味して状況を把握する。

## ③ 捕獲体制

狩猟者の減少、高齢化が進む中、効率的な捕獲を行う必要がある。

このため、被害者やその代弁者及び地域住民が協力して、イノシシの出没情報を町及び捕獲者に提供し効率的な捕獲を支援する。町は捕獲した結果を、これら協力者に情報提供し、協力体制をより強固なものとする。

また、銃による捕獲数の大幅な増加は難しくなりつつあることから、ワナによる捕獲についても奨励する。

## ④ 環境管理体制

草刈、未収穫農作物や生ゴミの撤去など、イノシシを寄せ付けない環境管理は、被害者及びその代弁者と地域住民が一体となって地域全体で行う。

## ⑤ 被害防除体制

農家、農協、林業家、森林組合及び鳥獣害対策相談員の連携により最適な防除対策を講じる。

町、県はこれを支援する。

⑥ 生息環境整備体制

県、町による森林の管理にあたっては、間伐の実施など、野生生物の生息環境の整備に配慮した事業を行う。

(2) モニタリングの実施と実施計画へのフィードバック

町及び県は、捕獲実施者等の協力を得て前年度の捕獲数、捕獲場所、捕獲時期、捕獲個体の性別等を把握する。なお、イノシシについては個体数の現実的な推定方法が確立されておらず、生息密度を推定することは難しいため、捕獲効率（CPUE 値）、農業被害量等を指標として生息密度の増減を推定する。

これに加え、町は農林業関係団体等の協力を得て、対象区域における前年度の被害状況、生息環境管理状況及び被害防除対策の実施状況を把握するとともに、捕獲を含めたその効果の把握に努める。

これらを踏まえ、毎年度、愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会<sup>\*1</sup>及び愛知県特定鳥獣保護管理検討会<sup>\*2</sup>において、管理ゾーンの目的に沿って協議・検討し、過年度の施策の評価及び当該年度の実施計画を作成し、その中で捕獲目標及び算定の考え方を明らかにする。

(3) 捕獲に伴う事故防止対策

狩猟者による効率的な捕獲を行う一方で、集落の積極的な活用を促進しなければならない。

これにより、集落に出入りする者と捕獲を実施する者の双方への十分な事故防止のための注意喚起等を行い、捕獲に伴う事故発生を防止する。